

第 3 部 第 5 期障害福祉計画

- ・ 第 1 期障害児福祉計画

第 1 章 計画の方向性

1. 計画の目的

第 5 期加東市障害福祉計画及び第 1 期加東市障害児福祉計画は、国の基本指針に即して、障害者（児）の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る 2020（平成 32）年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を適切に提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

2. 計画の基本的理念

（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の種別や程度にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（情報提供や意思表示の支援）に配慮します。

（2）市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害の種別や程度にかかわらず、身近な地域で必要な障害福祉サービスを受けることができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

（3）福祉施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

福祉施設や病院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応するため、地域の資源を活用して、地域生活を支援する拠点づくりや地域で支える体制づくりを進めます。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が役割を持ち、互いに支えあい、ともに暮らせる地域共生社会を実現するために、制度や分野を超えて関係機関が連携し、地域の実情に応じた柔軟な対応ができる支援体制の構築に努めます。

（5）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害の種別や程度にかかわらず、子どもたちが地域で健やかに成長できるように、障害のある子どもやその家族に対し、身近な地域で切れ目のない支援を行う体制を整備します。また、障害児支援を通して、障害のある人の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

第2章 成果目標と取組指標

国の基本指針に基づき、前期計画の実績を踏まえて成果目標及び取組指標を定め、各年度における進捗状況を評価することで、計画の推進と進展を図ります。

1. 成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行推進

【国の目標値】

○2020（平成32）年度末までの施設入所者の地域移行
：2016（平成28）年度末時点から9%以上移行

福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行については、入所者の高齢化・重度化や家族等介護者の高齢化等による入所希望の増加から、移行が進んでいません。目標値については、現時点での待機者の状況及び地域生活を支援する拠点の整備や訪問系サービスの状況を踏まえて、前期計画の数値を踏襲して設定します。

【第4期計画での達成状況】

項 目	目標値	実績値	備 考
第4期計画策定時入所者数 (A)	54 人	54 人	2013（平成25）年度末の入所者数
目標年度入所者数 (B)	55 人	57 人	実績値：2016（平成28）年度末入所者数
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	6 人	5 人	第4期計画策定時からの施設入所から地域（グループホーム等含む）への移行者数
	11.1%	9.3%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み（率）	▲1 人 (▲1.8%)	▲3 人 (▲5.5%)	第4期計画策定時点から2016（平成28）年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)

【第5期計画の成果目標】

項 目	目標値	備 考
計画策定時点の入所者数 (A)	57 人	2016（平成28）年度末時点の入所者数
目標年度入所者数 (B)	55 人	2020（平成32）年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	5 人	2016（平成28）年度末時点からの施設入所から地域（グループホーム等含む）への移行見込み
	8.8%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み（率）	2 人 (3.5%)	2016（平成28）年度末時点から2020（平成32）年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)

※国の目標値を基に、事業所の数が不足している等の状況を勘案して設定しています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新設】

【国の目標値】

○保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置：2020（平成 32）年度末までに設置

精神障害者の地域生活を包括的に支援するために、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いを包括的に確保する体制を構築することが求められています。医療機関、障害福祉事業者、地域の支援者等と連携を図り、既存の協議体の活用も視野に、2020（平成 32）年度末までに設置することを目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の目標値】

○2020（平成 32）年度末の各市町村又は各圏域の地域生活支援拠点等整備数：少なくとも 1 つ

地域生活支援拠点は、グループホームや利用定員 30 名程度の小規模な障害者支援施設に、地域相談支援・地域生活支援事業を活用した地域支援機能を付加して、各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う施設です。地域における複数の機関が機能を分担する「面的な体制」も想定されています。

北播磨圏域の市町との調整を含めて前計画期間内での整備を検討しましたが、緊急時受入体制などが整備できず、達成できていないため、第 5 期計画においても引き続き体制整備を目指します。

項 目	目標値	備 考
地域生活支援拠点等の整備数	1 か所	2020（平成 32）年度末までに

(4) 福祉から一般就労への移行促進

【国の目標値】

○2020（平成 32）年度末時点の一般就労移行者数：2016（平成 28）年度の 1.5 倍以上

○2020（平成 32）年度末の就労移行支援利用者数：2016（平成 28）年度の 2 倍以上

○就労定着支援利用者の開始 1 年後の定着率：8 割以上【新設】

○就労移行率 3 割以上の事業所の割合：全体の 5 割以上

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、その数値目標を設定します。

【第4期計画での達成状況】

項 目	第4期 目標値	実績 (達成率)	備 考
福祉施設から一般就労への年間移行者数	4 人	2 人 (50.0%)	2016（平成28）年度実績
就労移行支援事業の月間利用者数	5 人	4 人 (80.0%)	2016（平成28）年度末時点

【第5期計画の成果目標】

項 目	基準値	2020(H32) 目標値 (達成率)	考 え 方
福祉施設から一般就労への年間移行者数	2 人	3 人 (150%)	基準：2016（平成28）年度実績
就労移行支援事業の月間利用者数	4 人	8 人 (200%)	基準：2016（平成28）年度末利用者数
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	—	80.0%	【新設】

※就労移行率が3割以上の事業所の割合については、市内に就労移行支援事業所がないため、目標値は見込んでいません。事業所の設置について、今後、北播磨圏域の事業者に参加を促していきます。

（5）障害児支援の提供体制の整備等【新設】

【国の目標値】

- 児童発達支援センター設置数：2020（平成32）年度末までに少なくとも1カ所以上
- 保育所等訪問支援を利用できる体制：2020（平成32）年度末までに構築（圏域でも可）
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の確保
：2020（平成32）年度末までに少なくとも1カ所以上（圏域でも可）
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：2018（平成30）年度末までに設置

項 目	目標値	備 考
児童発達支援センターの整備数	1 カ所	※設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制	構築	※実施済
重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所数	1 カ所	2020（平成32）年度末までに
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	2018（平成30）年度末までに

児童発達支援センターは、北播磨4市で構成する一部事務組合が運営する北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園において地域の障害児やその家族への相談・療育支援が行われています。また、2017（平成29）年度に本市が開設した発達サポートセンター「はび

あ」において、教育・子育て・福祉の連携支援を行っており、今後、これらの機関の協力・連携体制をさらに強化し、障害児支援の充実を図ります。

保育所等訪問支援も、すでに「わかあゆ園」が提供しています。利用は少ない状況で、本市では、「はぴあ」職員による巡回相談及び保健師による保育所訪問や各種健診時の発達相談に取り組んでおり、保育所等訪問支援を補完する支援ができていたためと考えます。この取組は今後も継続し充実を図ります。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援等の事業所の確保と、医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置については、障害児支援に関わる医療機関や関係事業所が市内だけでは少ないため、北播磨圏域の各関係機関と協力し、圏域での設置に取り組めます。

2. 取組指標

(1) 短期入所施設、グループホームの整備数

本市は市内に短期入所事業所がなく、また、障害のある人の地域移行・地域生活支援の上で重要なグループホーム（共同生活援助事業所）も少ない状況です。今後、障害のある人を介護する家族を含め、障害のある人の地域での居宅生活を支援するために、短期入所とグループホームの整備促進について事業者に働きかけます。

項 目	第 4 期基準値 2013 (H25) 年度末	第 5 期基準値 2016 (H28) 年度末	第 5 期目標値 2020 (H32) 年度末	備 考
市内の短期入所事業所数	0 か所	0 か所	1 か所	
市内のグループホーム数	3 か所	3 か所	3 か所	

(2) 市から福祉施設等への優先発注数

障害者優先調達推進法により、国や地方公共団体等は障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされています。本市においても「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めて優先的な調達を推進し、もって施設等で就労する障害のある人の自立促進を図ります。

項 目		第 4 期基準値 2013 (H25) 年度 実績	第 5 期基準値 2016 (H28) 年度 実績	第 5 期目標値 2020 (H32) 年度 実績	備 考
障害者就労施設等からの 物品等の優先調達額	件数	－	7	8	
	金額 (千円)	－	800	820	

(3) 手話通訳者・要約筆記者養成数（登録見込み者数）

加東市手話言語条例による取組を踏まえ、聴覚障害のある人や難聴者等の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳及び要約筆記者を養成する講座を開催し、市の登録者として登録し、意思疎通支援者派遣事業の充実を図ります。

項 目	第4期基準値 2013 (H25)	第5期基準値 2017 (H29)	第5期目標値 2020 (H32)	備 考
登録手話通訳者数	4 人	5 人	6 人	
登録要約筆記者数	0 人	5 人	5 人	

(4) 障害児支援の提供体制の整備【新設】

障害のある児童・生徒が多くを過ごす学校と、福祉の連携をより強くするための協議の場及び身近な相談の窓口として設置された発達サポートセンター「はぴあ」とともに、障害児支援体制の充実を図ります。

また、医療的ケアを要する障害児の支援体制強化のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

項 目	第4期基準値 2014 (H26)	第5期基準値 2016 (H28)	第5期目標値 2020 (H32)	備 考
教育と福祉の協議の場の設置	—	—	有	各年度末時点の設置の有無
障害児の相談窓口の設置	—	—	有	各年度末時点の設置の有無
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	—	—	1	各年度末時点の配置人数

第3章 障害福祉サービスの整備

1. 障害支援区分の認定状況

(1) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、市がサービスの種類や量などを決定するに当たって、手続の透明性・公平性を確保するための判断材料として、障害者総合支援法により、「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」と定義されています。

2017（平成29）年4月現在の障害支援（程度）区分の認定者は、区分6が46人で最も多く、次いで区分4の35人、区分5の30人となっており、いずれも身体障害者が多くなっています。

【障害支援（程度）区分の認定状況（2017（平成29）年4月現在）】

（単位：人）

	全 体	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
全 体	138	0	5	22	35	30	46
身体障害者	63	0	1	10	8	12	32
知的障害者	56	0	0	4	20	18	14
精神障害者	19	0	4	8	7	0	0

障害児については、障害福祉サービスを利用される場合の調査（認定は不要）によると、区分3が多くなっています。

	全 体	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
障害児	14	1	2	11	－	－	－

(2) サービスの支給決定状況

サービス支給決定者数は、年々増加傾向にあります。前期計画期間の状況をみると、2015（平成27）年4月に206人だった支給決定者が、2017（平成29）年4月には約19%（48人）増の254人となっています。特に、障害児の支給決定数が増加傾向にあり、前期計画期間中に約57%増加しました。

（単位：人）

	2015（平成27）年 4 月	2016（平成28）年 4 月	2017（平成29）年 4 月
身体障害者	81	82	97
知的障害者	131	142	148
精神障害者	38	52	59
障害児	37	41	86
全 体	206	229	254

2. 障害福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

居宅介護

障害のある人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人又は重度の知的・精神障害者で行動障害がある人に対して、自宅にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動の補助を行います。

同行援護

重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

行動援護

知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、自宅にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

重度障害者等包括支援

障害支援区分6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

2016（平成28）年度における月平均の訪問系サービス利用者は27人で、そのうち居宅介護が21人、重度訪問介護が2人、同行援護が3人となっています。利用時間数は年々増加傾向にありますが、市内には訪問系サービス事業所が1か所しかないためサービス提供体制は十分とはいえない状況です。

第4期加東市障害福祉計画期間中において、訪問系サービスは、利用者数・時間とも、増加傾向にあります。同行援護はサービスの周知もされ、利用者が増えました。

【実績と見込量】

第5期加東市障害福祉計画では、引き続きニーズに応じたサービス量を見込んでいます。

(単位：人/月、時間/月)

		第4期			第5期		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
全 体	実利用者数	22	27	29	29	31	31
	総利用時間	592	747	715	790	830	830
居宅介護	実利用者数	17	21	21	21	22	22
	総利用時間	214	235	202	268	303	303
重度訪問介護	実利用者数	1	2	2	2	2	2
	総利用時間	331	477	480	480	480	480
同行援護	実利用者数	4	3	5	5	6	6
	総利用時間	47	33	31	40	45	45
行動援護	実利用者数	0	1	1	1	1	1
	総利用時間	0	2	2	2	2	2
重度障害者等 包括支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	総利用時間	0	0	0	0	0	0

※2015(平成 27)、2016(平成 28)年度は実績、2017(平成 29)～2020(平成 32)年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

現在、市内1か所と市外4か所の計5事業所によりサービスが提供されています。

今後の地域生活への移行推進を踏まえ、訪問系サービスに対するニーズはさらに高まると予想されるため、北播磨圏域の介護保険の訪問系サービス事業者に対し、障害福祉系サービスへの参入を促し、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練）

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練（生活訓練）

生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用又は在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労継続支援（A 型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（B 型）

企業などや就労継続支援 A 型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援 A 型の雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援

相談を通じて障害のある人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分 6 で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分 5 以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

2016（平成 28）年度における月平均の日中活動系サービス利用者は 180 人で、利用日数は 3,131 日となっています。そのうち、生活介護と就労継続支援 B 型の 2 つで、全体の約 85%を占めています。

生活介護については、市内に2か所の事業所がありますが、特別支援学校卒業後、就労が困難な場合の利用希望があり、ニーズは増えている状況です。

就労継続支援については、市内の事業所に加え、近隣市町においても事業所数が増加していることから、利用者数も増え、障害者雇用の一つのあり方として定着しています。

就労移行支援については、市内に事業所が無いこともあり、利用数が増えていませんが、今後一層、一般就労への移行が求められることから、2018（平成30）年度から新設された就労定着支援と合わせて、利用促進の取組が必要です。

短期入所は、本人や家族の高齢化に伴いニーズが高まる一方で、市内に事業所がないため利用実績は横ばいの状況です。身近な地域での整備が課題です。

他のサービスについては、利用者数・日数とも大きな変化はみられません。

【実績と見込み】

北播磨圏域において、就労継続支援事業所が増えていることや特別支援学校卒業予定者の推移を勘案してサービス量の増加を見込んでいます。

（単位：人/月、人日/月）

		第4期			第5期		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
生活介護	実利用者数	67	67	68	68	70	70
	延利用者数	1364	1354	1351	1428	1470	1470
自立訓練 （機能訓練）	実利用者数	1	1	2	2	2	2
	延利用者数	5	21	31	40	40	40
自立訓練 （生活訓練）	実利用者数	1	1	1	1	1	1
	延利用者数	21	30	8	20	20	20
就労移行支援	実利用者数	4	3	2	3	4	5
	延利用者数	68	54	37	54	72	90
就労継続支援 A型	実利用者数	9	13	16	16	17	18
	延利用者数	200	269	336	336	350	370
就労継続支援 B型	実利用者数	63	80	79	100	100	100
	延利用者数	1021	1314	1300	1500	1500	1500
就労定着支援 【新設】	実利用者数	－	－	－	－	5	5
療養介護	実利用者数	4	4	6	6	6	6
短期入所	利用者数	9	11	12	12	13	13
	利用日数	80	89	107	107	117	117

※2015(平成27)、2016(平成28)年度は実績、2017(平成29)～2020(平成32)年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

就労移行支援や就労定着支援の利用を促進して一般就労への移行を支援するために、北播磨障害者就労・生活支援センター、ハローワーク及び北播磨圏域の就労関係事業所との連携を強化します。

短期入所については、北播磨圏域の関係機関、事業所と連携を図り、整備について協議していくこととします。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）

障害のある人で、主に夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介助、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する精神障害者や知的障害者等について、一定期間にわたる定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

2016（平成 28）年度における月平均の居住系サービス利用者は 60 人となっています。

市内に入所施設がないため、施設入所者の利用は全て市外の施設となっています。

グループホームについては、2016（平成 28）年度末時点で、市内の 2 事業所と市外の 9 事業所を含め 19 人の利用があります。

【実績と見込量】

施設入所者や精神科病院長期入院患者などが、地域移行支援を利用して入居する場合や、グループホームの体験利用者も含めてサービス量の増加を見込んでいます。

（単位：人/月、人）

		第 4 期			第 5 期		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
施設入所支援	実利用者数	51	51	48	51	51	51
グループホーム	実利用者数	13	19	22	25	25	25
	市内定員数	12	12	12	12	12	15

		第4期			第5期		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
自立生活援助	実利用者数	—	—	—	0	0	1

【見込量の確保の方策】

国の基本的な方向性では、施設入所者の地域移行推進が示されていますが、家族の高齢化などによる家族介護力の低下などを背景に、現時点での待機者に加え、新たな入所希望者も増えていることから、入所者数の削減を急進することはできないと思われます。個々の状況に応じた適切で丁寧な相談支援を行うことで、真に入所を必要とする人の待機状態の解消を図ります。

グループホームについても、施設入所者の地域移行の受け皿として、また、家族の高齢化などにより需要が高まっているため、圏域の障害福祉サービス事業者に対し、グループホーム開設を促していきます。

（４）相談支援

計画相談支援

指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用するに当たっての「サービス等利用計画案」を作成します。市は、この計画案を勘案し、支給決定を行います。また、支給決定後は、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年１回は計画の見直し（モニタリング）を行い、サービスが適当かを検討します。

地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院などに入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障害のある人に対し、夜間も含めた緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【実績と見込量】

計画相談支援は、引き続きニーズに応じたサービス量を見込んでいます。

地域移行支援・地域定着支援については、市内に事業所が無いとため、あまり増加を見込んでいません。

【単位：人/月】

		第 3 期			第 4 期		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
計画相談支援	実利用者数	28	35	26	30	33	35
地域移行支援	実利用者数	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実利用者数	0	0	0	1	1	1

※2015(平成 27)、2016(平成 28)年度は実績、2017(平成 29)～2020(平成 32)年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

本市が指定特定相談支援事業者に委託して運営している加東市障害者相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として人材・機能の強化を図り、地域における相談支援機能を充実します。

また、北播磨圏域内の精神科病院及び地域移行支援・地域定着支援事業所と連携して、サービス提供体制の確保に努めます。

第4章 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業については、市町村や都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況に応じて実施する事業です。日常生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付など、障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう支援するための事業の実施と、その必要量を見込みます。

意思疎通支援事業については、2015（平成27）年4月に施行した加東市手話言語条例に基づく施策の展開や事業の充実を見込んでいます。

1. 必須事業の実績と見込み

理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害者（児）への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

自発的活動支援事業

障害者（児）やその家族、地域住民等による自発的な取組（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。

相談支援事業

<障害者相談支援事業>

3 障害（身体・精神・知的）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供、助言等の支援を行います。

<基幹相談支援センター>

3 障害（身体・精神・知的）の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援の拠点として、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関との連携強化、地域移行・地域定着の促進を行います。

<基幹相談支援センター等機能強化事業>

相談支援センターに、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、相談支援機能を強化します。

<住宅入居等支援事業（居住サポート事業）>

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援及び家主等への相談・助言を

行います。

成年後見制度利用支援事業

障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利と財産を守る成年後見制度の利用のための支援を行います。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

意思疎通支援事業

<手話通訳者・要約筆記者派遣事業>

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者（児）が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

<手話通訳者設置事業>

聴覚障害等により意思疎通に手話が必要な人に、事務手続の利便を図るため、市役所に手話通訳者を設置します。

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

日常生活用具給付等事業

重度障害者（児）の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

<介護・訓練支援用具>身体介護を支援する用具や障害児の訓練用のいす等の用具

<自立生活支援用具>入浴、食事、移動等の日常生活を支援する用具

<在宅療養等支援用具>在宅療養等を支援する用具

<情報・意思疎通支援用具>情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具

<排泄管理支援用具>排泄管理を支援する用具や衛生用品

<居宅生活動作補助用具>居宅生活動作等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

移動支援事業

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、障害者の地域生活を支援する法人が創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進、また、サービス類型に応じた訓練や啓発を行う場所です。

＜Ⅰ型＞専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉・地域社会基盤と連携し、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図る啓発等の事業を行います。

＜Ⅱ型＞地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

＜Ⅲ型＞1日約10人以上利用、実績5年以上、法人格有り等の要件を満たす小規模作業所等です。

意思疎通支援事業の手話通訳者等設置事業では、2014（平成26）年4月から1名、2015（平成27）年4月から2名の手話通訳士を設置したことにより、市役所窓口での対応が充実しました。2015（平成27）年4月に加東市手話言語条例を施行し、市民に対する手話の普及と聴覚障害への理解促進に取り組みました。また、2017（平成29）年度からは要約筆記者も設置し、難聴者等への支援体制を強化しています。

日常生活用具給付等事業は、「排せつ管理支援用具」使用者などの増加により全体的に給付件数も増えています。移動支援事業は、利用者数は横ばいですが、利用時間は伸びています。

（年間）

		第4期			第5期		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	111	70	100	100	105	120
	手話通訳者派	利用件数	109	61	80	80	90
	要約筆記者派	利用件数	2	9	20	25	30

		第 4 期			第 5 期					
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度			
日常生活用具給付等事業	給付件数	759	809	859	875	890	905			
	介護訓練支援用具	6	5	3	3	3	3			
	自立生活支援用具	7	5	3	3	3	3			
	在宅療養等支援用具	9	2	3	3	3	3			
	情報・意思疎通支援用具	11	8	5	5	5	5			
	排せつ管理支援用具	714	784	844	860	875	890			
	住宅改修費	1	3	1	1	1	1			
手話通訳者設置事業	設置人数	2	2	2	2	2	2			
手話奉仕員養成研修	修了者数	10	15	15	15	15	15			
移動支援事業	利用者数	20	19	13	15	15	15			
	延べ時間	1033	1320	1000	1100	1100	1100			
地域活動支援センター	実施か所	5	5	5	5	4	4			
	実人数	55	49	50	50	40	40			
内 訳	市 内	実施か所	4	4	4	4	3	3		
		実人数	47	42	45	45	35	35		
	市 外	I 型	実施か所	0	0	0	0	0		
		II 型	実施か所	0	0	0	0	0	0	
		III 型	実施か所	4	4	4	4	3	3	
		実施か所	1	1	1	1	1	1	1	
			実人数	8	7	5	5	5	5	
		I 型	実施か所	0	0	0	0	0	0	
			II 型	実施か所	1	1	1	1	1	1
			III 型	実施か所	0	0	0	0	0	0

※2015(平成27)、2016(平成28)年度は実績、2017(平成29)～2020(平成32)年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

理解促進研修・啓発事業については、障害に対する理解を深めるイベント等を開催するとともに、障害特性や合理的配慮に関する啓発を行います。

自発的活動支援事業については、精神障害者ボランティア活動支援事業を実施し、ヘルパーや相談員とは違った立場で活動する貴重な地域資源であるボランティアの活動を支援します。また、知的障害者の自発的活動支援事業を手をつなぐ育成会に委託し、当事者の自主性を育て地域との交流を図る活動を支援していきます。

相談支援事業は、さらに体制の充実を図っていきます。そのために、市が委託して実施している加東市障害者相談支援センターの機能を強化し、基幹相談支援センターの設置を目指します。

障害のある人の権利擁護のため、成年後見制度の利用が必要な障害者の把握や関係機関

との連携強化に努め、制度の周知と利用促進、利用支援体制の充実を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業については、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するため、北播磨圏域で連携して法人に対する研修会等の開催を検討します。

手話通訳者派遣事業は、盲ろう者通訳介助員を利用されるようになったケースがあり件数が減少しましたが、今後も聴覚障害者の社会参加促進のため、養成研修の充実と参加者の増加を図ります。

要約筆記者派遣事業については、2017（平成 29）年度から市に要約筆記者を設置し、利用促進を図っているため、件数増加を見込んでいます。今後は盲ろう者、難聴者等、様々な対象者に合わせた意思疎通支援方法について検討し、取り組みます。

手話通訳者設置事業については、2015（平成 27）年度から 2 名を設置しており、今後体制維持に努めます。

手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座を圏域で共同開催し、養成人数確保に努めます。また、圏域の聴覚障害者やその家族が互いに交流し情報交換できる場を確保し、養成講座受講生も交えた生涯学習や地域交流の活動を支援します。

日常生活用具の給付では、排せつ管理支援用具（ストマ等）の増加が著しく、今後も増加を見込んでいます。今後、対象用具の見直し・追加の検討も踏まえ、必要なサービスの提供に努めます。

移動支援については、市内の事業者が 1 か所のため、現状維持を見込んでいます。今後、市内及び北播磨圏域の居宅介護事業所に対して参入を促し、利用ニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。

地域活動支援センターは、市内にⅢ型のセンターが 4 か所あるほか、市外のセンターへの通所もあります。今後、就労支援施設への移行等が見込まれるため、各センターの定員等も勘案して利用数減を見込んでいます。

2. 任意事業の実績と見込み

訪問入浴サービス事業の利用者数は、2014（平成 26）年度に 1 人減少していますが、延べ利用回数は増えています。その他の事業も利用者はほぼ固定化している状況であり、利用状況は、ほとんど変化ありません。

（1）日常生活支援

福祉ホームの運営補助

常時の介護・医療を必要としない障害のある人で、単独で生活する力はあるが家庭環境等の事由で住居の確保が困難な人に居室を提供する福祉ホームの運営費を補助します。

訪問入浴サービス

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

生活訓練等

障害のある人に対して、日常生活に必要な訓練や指導を行い、社会参加、社会復帰を支援します。

日中一時支援

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)について、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。本市では、身体障害者手帳及び療育手帳を所持する障害児を対象に、放課後及び長期休業中の日中の活動の場を確保する障害児タイムケア事業を行っています。

(年間)

		第4期			第5期		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
福祉ホーム運営補助	事業所数	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス	実人数	2	1	1	1	2	2
	延回数	7	29	24	24	36	36
生活訓練等	実施か所	1	1	1	1	1	1
日中一時支援	実人数	9	10	10	11	12	13
	延回数	272	166	125	130	135	140
障害児タイムケア	実施か所	1	1	1	1	1	1
	実人数	13	9	9	10	10	10

※2015(平成 27)、2016(平成 28)年度は実績、2017(平成 29)～2020(平成 32)年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

福祉ホームは、現在、1事業所に対し助成しています。引き続き利用が見込まれるため、助成を継続します。

訪問入浴サービスは、加東市社会福祉協議会への委託を継続実施することにより、サービス提供体制を維持します。

生活訓練等については、精神障害者の社会復帰を支援するために加東市障害者相談支援センターが実施し、参加しやすい環境を整えるために、必要な利用者への送迎サービスを継続実施します。

日中一時支援については、北はりま特別支援学校在籍者を主な対象者とした障害児タイムケア事業を加東市社会福祉協議会に委託して実施しており、今後も利用ニーズの把握に努め、支援の充実を図ります。また、卒業後のニーズも増えているため、北播磨圏域の事業所と連携し提供体制の確保に努めます。

(2) 社会参加支援

レクリエーション活動等支援

スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、余暇活動等の機会を提供するため、スポーツ教室や運動会等を開催し、社会参加を促進します。

自動車運転免許取得・改造費助成

身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために、所有する自動車の操行・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）を改造する費用を一部助成します。

北播磨圏域での意思疎通支援事業の共同実施

手話通訳者・要約筆記者の養成研修について、北播磨圏域の市町で共同実施し、効率的に研修を開催します。

(年間)

		第4期			第5期		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
レクリエーション活動等支援	開催回	2	2	2	2	2	2
	参加人	117	141	100	180	180	180
自動車運転免許取得・改造費助成	件数	2	2	3	3	3	3
意思疎通支援事業共同実施	講座数	2	2	2	2	2	2
	修了者	20	12	10	5	5	5

※2015(平成 27)、2016(平成 28)年度は実績、2017(平成 29)～2020(平成 32)年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

レクリエーション活動等支援事業については、身体障害者福祉協議会などに委託して、障害のある人が主体となって企画するスポーツ教室や「加東市ふれあいパラリンピック」を開催することにより、障害のある人がスポーツに触れる機会を提供し、交流や社会参加を支援します。

自動車運転免許取得・改造費助成については、利用ニーズを勘案しながら必要なサービス提供に努め、社会参加を支援します。

意思疎通支援事業の共同実施については、北播磨圏域の市町で手話通訳者養成講座や要約筆記者養成講座を共同開催し、効率的かつ効果的に圏域の意思疎通支援者の養成を図ります。

(3) 就業・就労支援

更生訓練費給付

就労移行支援又は自立訓練事業を利用している非課税世帯の障害のある人に、訓練に必要な消耗品等又は通所に係る経費の一部を助成する更生訓練費を支給し、社会復帰を支援します。

(年間)

		第4期			第5期		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
更生訓練費給付事業	実給付者数	1	1	2	2	2	3

※2015(平成27)、2016(平成28)年度は実績、2017(平成29)～2020(平成32)年度は見込みの数値です。

【見込量の確保の方策】

2017(平成29)年度当初の受給者は1名ですが、今後、就労移行支援の利用者が増えると思われるため、受給者の増加を見込んでいます。

第5章 障害児通所支援等の整備

1. 障害児通所支援等の実績と見込み

児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

医療型児童発達支援

就学前の肢体が不自由な児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

放課後等デイサービス

就学児を対象に、学校終了後又は休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

保育所等訪問支援

療育経験のある専門職員が利用ニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し、集団での生活に特別な支援が必要な児童に対し、集団生活に適応できるように支援します。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難で通所支援を利用できない児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを支援します。

障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする児童やその保護者に対し、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整などを支援します。

【サービス見込量】

児童発達支援と医療型児童発達支援は、これまでの対象児の推移に基づいて見込んでいます。

放課後等デイサービスは、市内及び近隣市に事業所が開設され利用が急増しています。今後もニーズが高く、増加を見込んでいます。

保育所等訪問支援は、市の保健師の保育所訪問等により補完されていると見られ、利用は進んでいません。

(単位：人/月、人日/月)

		第 4 期			第 5 期		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
児童発達支援	実利用者数	8	29	16	20	20	20
	延利用者数	30	180	86	110	110	110
医療型児童発達支援	実利用者数	7	10	10	10	10	10
	延利用者数	38	90	80	85	85	85
放課後等デイサービス	実利用者数	2	25	30	35	40	45
	延利用者数	8	294	378	420	480	540
保育所等訪問支援	実利用者数	1	1	0	1	1	1
	延利用者数	1	1	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	—	—	—	0	1	2
	延利用者数	—	—	—	0	3	6
障害児相談支援	実利用者数	4	15	13	15	15	15

※2015(平成 27)、2016(平成 28)年度は実績、2017(平成 29)～2020(平成 32)年度は見込みの数値です

【見込量の確保の方策】

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、2015（平成 27）～2016（平成 28）年度に市内や近隣市で事業所の開設が相次いだこともあり利用者が急増しました。現在（2017（平成 29）年 10 月末時点）は各事業所が定員に達していることから、今後は緩やかな増加傾向と見込んでおり、サービスの質的向上を推進し、見込量に応じた適切な事業所数の確保を図ります。

医療型児童発達支援についても利用が伸びており、市内にある北播磨 4 市で運営する北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園は、地域の障害児支援の拠点として重要な施設であるため、今後も関係市と連携を強化して体制を維持していきます。

保育所等訪問支援については、学校等関係機関との連携を図り、ニーズに応じたサービス提供に努めます。

居宅訪問型児童発達支援については、2018(平成 30)年度からの新しい事業であるため、まずはサービス内容の周知と提供体制の確保に努め、その後の利用を見込んでいます。

障害児相談支援についても、発達サポートセンター「はぴあ」等の関係窓口と連携し、相談支援体制を充実することにより件数の増加を見込んでいます。

第4部 計画の推進と評価

第1章 計画の推進に向けて

1. 進行管理体制の確立

本計画は、福祉部社会福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的に計画を推進します。

庁内の推進体制として、年度ごとに本計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより円滑な推進に努めます。

2. 計画の点検・評価の方策

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、「加東市障害者支援地域協議会」において、本計画の進捗状況について評価、検証を行います。

なお、本計画の進捗状況の評価結果については、広く市民に公表します。

3. 地域での障害者理解を深めるための啓発と協力体制の構築

地域住民や学校、企業等に対し、障害に対する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の協力体制の構築に努めます。

また、本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生・児童委員、地域関係団体の協力が不可欠です。これらの関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に取り組みます。

4. 北播磨圏域での連携の方策

国の基本指針が示す目標実現のためには、地域生活支援拠点の整備など、本市だけでは困難な取組があるため、北播磨圏域での実現も視野に入れて、圏域の市町や関係機関と協力・連携を強化し、取組を推進していきます。

資料編

1. 本計画策定の経過

日 時	内 容
2017（平成 29）年 2 月 1 日～ 2017（平成 29）年 2 月 17 日	加東市障害者基本計画等策定のためのアンケート調査の実施
2017（平成 29）年 7 月 6 日（木）	平成 29 年度第 1 回加東市障害者支援地域協議会 ○加東市障害者基本計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の策定について（諮問） ○加東市障害者基本計画等策定に係るアンケート調査の結果報告について ○加東市自立支援協議会設置について
2017（平成 29）年 10 月 2 日（月）	平成 29 年度第 2 回加東市障害者支援地域協議会 ○加東市障害者基本計画等の策定について ・計画の骨子案について ・関係機関へのアンケートについて ・障害児福祉計画に係るアンケートについて ○「障害」の表記について
2017（平成 29）年 10 月 11 日～ 2017（平成 29）年 10 月 20 日	加東市第 1 期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査、関係機関への調査の実施
2017（平成 29）年 11 月 22 日（水）	平成 29 年度第 3 回加東市障害者支援地域協議会 ○加東市障害者基本計画等の策定について ・素案について
2017（平成 29）年 12 月 5 日（火）	加東市議会産業厚生常任委員会 ○加東市障害者基本計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（素案）について（中間報告）
2017（平成 29）年 12 月 20 日～ 2018（平成 30）年 1 月 19 日	パブリックコメントの実施
2018（平成 30）年 2 月 7 日（水）	平成 29 年度第 4 回加東市障害者支援地域協議会 ○加東市障害者基本計画等の策定について ・パブリックコメントの結果について ・最終案について ・市長への答申について

2. 加東市障害者支援地域協議会委員

氏 名	選 出 団 体 等	職 名
石 倉 健 二	国立大学法人兵庫教育大学	委 員 長
森 下 智 行	小野市加東市医師会	副委員長
竹 内 司	加東市民生児童委員連合会	
岩 本 眞 千 子	加東市つつじ会家族会	
大 西 ひとみ	加東市手をつなぐ育成会	
芹 生 昇	加東市身体障害者福祉協議会	
武 田 大 基	一般公募委員	
野 瀬 光	(福) 加東市社会福祉協議会	
原 尚 浩	(福) でんでん虫の会	
小 林 茂	加東市教育委員会	
西 田 俊 哉	兵庫県北播磨県民局加東健康福祉事務所	
森 一 人	北播磨障害者就業・生活支援センター	

(順不同・敬称略)

3. 加東市障害者支援地域協議会設置要綱

平成25年3月28日

告示第28号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による加東市障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第88条第1項の規定による加東市障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)附則第10条の規定による加東市障害児福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定等並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第3条の規定に基づく施策及び計画に定める施策の推進を図るため並びに障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会として、加東市障害者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定等について必要な事項の調査審議に関すること。
- (2) 計画に基づく施策に関する進捗状況の確認、事業の評価及び提言に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別に関する相談並びに紛争の防止及び解決のための取組を行うネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者総合支援法第89条の3第2項に規定する協議事項等に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の役員又は職員
- (3) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (4) 当事者又はその家族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 一般公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、委員が任期途中で欠けたときは、補欠の委員を委嘱し、又は任命するものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長（その職務を代理する副委員長を含む。）が定まっていないときは、市長が招集する。

2 協議会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(連絡会)

第8条 協議会の協議事項を関係機関等に連絡し、情報共有を図るため、協議会に連絡会を置く。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後初めて委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年6月12日告示第82号）

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の加東市障害者支援地域協議会設置要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後初めて委嘱され、又は任命される委員の任期は、改正後の要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（平成29年2月27日告示第12号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(加東市障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 加東市障害者計画策定委員会設置要綱（平成20年加東市告示第21号）は、廃止する。

附 則（平成29年5月19日告示第84号）抄

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月20日告示第97号）

この告示は、公布の日から施行する。